



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正個人情報保護法の施行に伴うプライバシーポリシー改定のポイントと地方自治体から助成金を受領して操業を始めた工場の売却に際し助成金の返還が問題となった近時の裁判例をご紹介します。

## ◆個人情報の保護法の改正とプライバシーポリシー

本年4月、改正個人情報保護法が施行されました。これに伴い、企業は個人情報保護に関する内規、特にプライバシーポリシー（個人情報保護方針）を見直す必要があります。以下では、プライバシーポリシーを修正すべき点について、いくつかのポイントに絞って説明します。

### 1. プライバシーポリシーとは

プライバシーポリシーとは、事業者が顧客の個人情報をどのように取り扱うかを定める指針があります。法律上、作成を義務付けられている訳ではありませんが、多くの企業が自主的にこれを作成し、事業遂行の適正化・透明化に努めています。

### 2. 改定のポイント

#### (1) 保有個人データに関する公表事項の追加

改正法により、新たに次の点を公表することが義務付けられました。

- ア. 個人情報取扱事業者の住所
- イ. 個人情報取扱事業者である法人代表者の氏名
- ウ. 保有個人データの安全管理のために講じられた措置

#### (2) 利用目的の明確化

改正法と共に個人情報の保護に関するガイドラインも改められました。改正ガイドラインによれば、本人から得た情報から本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならないとされているため、企業としては、プライバシーポリシー上の利用目的に関する規定を、より具体的に定める必要があります。

#### (3) 共同利用

収集した個人データを第三者と共同して利用する場合に関し、新たに「個人情報管理責任者の住所と代表者名」を明記することが義務付けられました。

#### (4) 個人関連情報の取得

Cookie等を利用して個人関連情報（ウェブ上の行動履歴、趣味嗜好等）を取得する場合には、本人の同意が得られていることを確認しなければならないとされました。もっとも、取得の都度同意を得ることは困難であるため、ガイドラインでは、プライバシーポリシーに、Cookieにより個人情報を取得することを明記する等して、包括的な同意を取得する方法も認められています。

#### (5) 個人データの開示請求

保有個人データの利用停止・消去等の要件が緩和されたほか、開示対象に第三者提供記録が追加

されています。また、開示方法について、電磁的記録の提供を含めて本人が指示できるようになりました。これらの改正に併せ、プライバシーポリシーの規定を変更する必要があります。

### ◇裁判例紹介～工場助成金訴訟(金沢地判令4・3・29)～

生産拠点としての工場の建設に関し、自治体から助成金を受領し、その後工場を停止して他社に売却した場合に助成金を返還する必要があるかどうか争われた事例において、2022年3月29日に地方裁判所の判断が示されましたので、ご紹介いたします。

#### 1. 事案の概要

液晶パネル大手のジャパンディスプレイ（以下「JDI」といいます）が石川県白山市に建設し、2016年12月から操業を開始した工場に関し、JDIは白山市から10億円の助成金を受け取ったが、その後2019年7月に操業停止し、その後2020年にシャープに運営継続を条件として売却した。

助成金の交付要綱には「5年以内に休廃業した場合の返還義務」を規定しており、白山市は助成金の返還を求めたが、JDIは返還を拒否した。

#### 2. 金沢地裁の判断

2年7か月という短期間の操業で従業員の雇用が白山市内で継続されておらず、地域経済への波及効果をもたらしたとはいえない。助成金の目的である雇用確保や産業振興が達成されたとはいえず、助成金を返還すべきである。

#### 3. コメント

JDIは既に控訴しており、控訴審では判断が覆る可能性もありますが、助成金を前提とした工場の建設を計画する場合には、工場がうまくいかなかった場合の助成金の返還の可能性についてもリスク管理の一貫として検討しておく必要があるといえるでしょう。

（弁護士友成、弁護士門屋）

\*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆宅地建物取引業法の改正（令和4年5月18日施行）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（デジタル改革関連法）が昨年5月に施行され、その一環として宅建業法も改正され、宅地建物取引士の押印を廃止した上で、媒介契約締結時書面、重要事項説明書、契約締結時書面等を電磁的方法（電子メール等）で交付できるようになります。国交省は宅建業者に向けて「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」を公表しておりますのでご参照下さい。本改正により不動産取引のデジタル化が一層進むこととなります。